

藤岡市農業委員会
令和6年第4回
定例会議事録

令和6年4月5日招集

令和6年藤岡市農業委員会第4回定例会議事録

令和6年4月5日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和6年藤岡市農業委員会第4回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 19号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 20号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 21号 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について
議案第 22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案第 23号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について
報告第 7号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 8号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (14名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 飯塚 光 | 2番 武藤 賢太郎 | 3番 秋谷 房江 | 4番 松村 敏恵 |
| 5番 清水 淑朗 | 6番 田沼 範明 | 7番 浅見 健司 | 8番 山口 暁 |
| 9番 清水 春樹 | 10番 中村 章弘 | 11番 折茂 新一 | 12番 鈴木 儀幸 |
| 13番 川村 信行 | 14番 塚本 欣吾 | | |

[出席農地利用最適化推進委員] (6名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 4番 黒澤 功 | 6番 茂木 敏夫 | 8番 宮下 佐登志 | 9番 横山 万寿雄 |
| 14番 堀越 昭彦 | 17番 柳澤 憲司 | | |

[事務局]

- | | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 事務局 長 | 横田 道明 | 事務局 次長 | 真下 和弘 |
| 係 長 | 春山 崇 | 係 長 代理 | 宮原 優雅子 |
| 係 長 代理 | 笠原 諒亮 | | |

(開会13時28分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和6年第4回定例会を進行させていただきます。開会に先立ちまして、令和6年4月1日付けの人事異動により牧係長代理が市民部へ転出され、新たに市民部より宮原優雅子さんが配属となりました。宮原さんより一言ご挨拶いただければと思います。

(宮原さん挨拶)

事務局次長 ありがとうございます。開会前にご報告させていただきます。令和 5 年 10 月定例会議案第 61 号整理番号 6 番、本動堂の太陽光発電パネル設置用地につきまして、太陽光発電施設からの通電ルートが確保できない事から条件付き許可となっていた案件ですが、3 月 11 日付けで代理人より通電ルートが確保できなかったことから転用実行できない旨で、許可申請等取下げ願いが提出されましたので、受理いたしましたことを報告します。本日の下審査につきましては、中庁舎 3 階の小会議室を用意しております。1 班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和 6 年第 4 回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数 14 名中、出席委員 14 名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。6 番田沼委員、9 番清水春樹委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案第 20 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、以上 2 議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この 2 議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時33分)

(再開13時58分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 3 番の 3 件です。整理番号 1 番は、下戸塚の N さんが、農業経営の規模拡大を図るため、下戸塚の農地 1 筆、面積 1,343 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 15 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、矢場の K さんが、農業経営の規模拡大を図るため、矢場の農地 6 筆、面積 4,377 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 15 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため

許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は、浄法寺のKさんが、農業経営の規模拡大を図るため、浄法寺の農地 1 筆、面積 704 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 16 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 19 号整理番号 1 番から 3 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 19 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 19 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 19 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 19 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に、整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 19 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

議長 挙手全員でありますので、議案第 19 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 4 番と 5 番の 2 件です。整理番号 4 番は、立石のSさんが、農業経営を開始するため、立石の農地 1 筆、面積 2,348 m²を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、

特に問題ないと判断し、また議案書 16 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、西平井の O さんが、農業経営の規模拡大を図るため、西平井の農地 1 筆、面積 569 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 17 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 19 号整理番号 4 番と 5 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 19 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 19 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に、整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 19 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 19 号整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして、議案第 20 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 20 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。整理番号 1 番は、市外の法人が、上戸塚の農地に太陽光発電パネル設置用地として地上権を設定するもので、面積は 727 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、市外の T さんが、神田の農地を贈与にて取得し、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積は 330 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 20 号整理番号 1 番と 2 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 20 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 20 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 20 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 20 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 20 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番から 6 番の 4 件です。整理番号 3 番は、上大塚の M さんが、上大塚の農地を売買で取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 1 筆、面積は 362 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、上大塚の地縁団体が、上大塚の農地を売買で取得し、ゴミ収集所用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 14 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、市外の法人が、上落合の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 1,148 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は、市外の法人が、西平井の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 3 筆、面積 1,057 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 20 号整理番号 3 番から 6 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 20 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 20 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 20 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 20 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 20 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 20 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 20 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 20 号整理番号 6 番は許可と決定します。続きまして、議案第 21 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一

部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案書 6 ページをご覧ください。議案第 21 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。こちらの計画につきましては、農地中間管理機構が農地に農地中間管理権を設定し、農地を借り受けたうえで農業者に貸し付ける場合に作成される計画で、今回の対象地は 13 件です。以上で、議案 21 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議長

ただ今、議案第 21 号について事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関係する委員は審議終了まで退席をお願いします。

<関係委員退席>

議長

それでは議案第 21 号整理番号 1 番から 3 番について何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 21 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画整理番号 1 番から 3 番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 21 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画整理番号 1 番から 3 番について、原案のとおり決定します。

<関係委員着席>

議長

続きまして、議案第 21 号整理番号 4 番から 9 番について何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 21 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画整理番号 4 番から 9 番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

員議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画整理番号 4 番から 9 番について、原案のとおり決定します。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関係する委員ですので退席します。

<関係委員退席>

職務代理 ただ今、議長が関係する委員として退席されましたので、職務代理より議事進行いたします。それでは議案第 21 号整理番号 10 番から 13 番について何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

職務代理 特に意見もないようですので、採決します。議案第 21 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画整理番号 10 番から 13 番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 挙手全員でありますので、議案第 21 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画整理番号 10 番から 13 番について、原案のとおり決定します。

<関係委員着席>

議長 続きまして、議案第 22 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 8 ページをご覧ください。議案第 22 号につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき藤岡市長が農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。こちらの計画につきましては認定農業者の方が農地を譲り受ける場合に作成されるもので、今回の対象地は 2 件です。以上で、議案第 22 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただ今、議案第 22 号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関係する委員ですので退席します。

<関係委員退席>

職務代理 　　ただ今、議長が関係する委員として退席されましたので、職務代理より議事進行いたします。それでは議案第 22 号について何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

職務代理 　　特に意見もないようですので、採決します。議案第 22 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 　　挙手全員でありますので、議案第 22 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、原案のとおり決定します。

<関係委員着席>

議長 　　続きまして、議案第 23 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 　　はい、ご説明いたします。議案書 10 ページをご覧ください。議案第 23 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを中間管理機構へ要請するために計画を作成したもので、計画の要請の承認を求めています。今回の計画につきましては、過去に中間管理機構を通して貸し借りが結ばれ、その後、借り手が解約し中間管理機構の管理になっていた農地について、新しい借り手が見つかったため貸借をむすぶもので、対象地は 11 件です。以上で、議案 23 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願います。

議長 　　ただ今、議案第 23 号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関係する委員は審議終了まで退席をお願いします。

<関係委員退席>

議長 　　それでは、何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 　　特に意見もないようですので、採決します。議案第 23 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進

計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 23 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。

<関係委員着席>

議長 続きまして、報告第 7 号・8 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 11 ページをご覧ください。報告第 7 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4 条が 2 件、5 条が 3 件の計 5 件ございます。詳細については 12 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 8 号ですが、議案書 13 ページから 14 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が 5 件、耕作証明が 4 件の計 9 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしく願います。

議長 ただ今、報告第 7 号・8 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 6 年第 4 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 24 分)